

森林経営管理法が改正されました

令和8年4月施行

森林経営管理制度とは

森林経営管理制度は、手入れができていない森林について、市町村が所有者から森林を預かり、林業経営に適した森林は地域の林業経営体に経営を委託し、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度です。

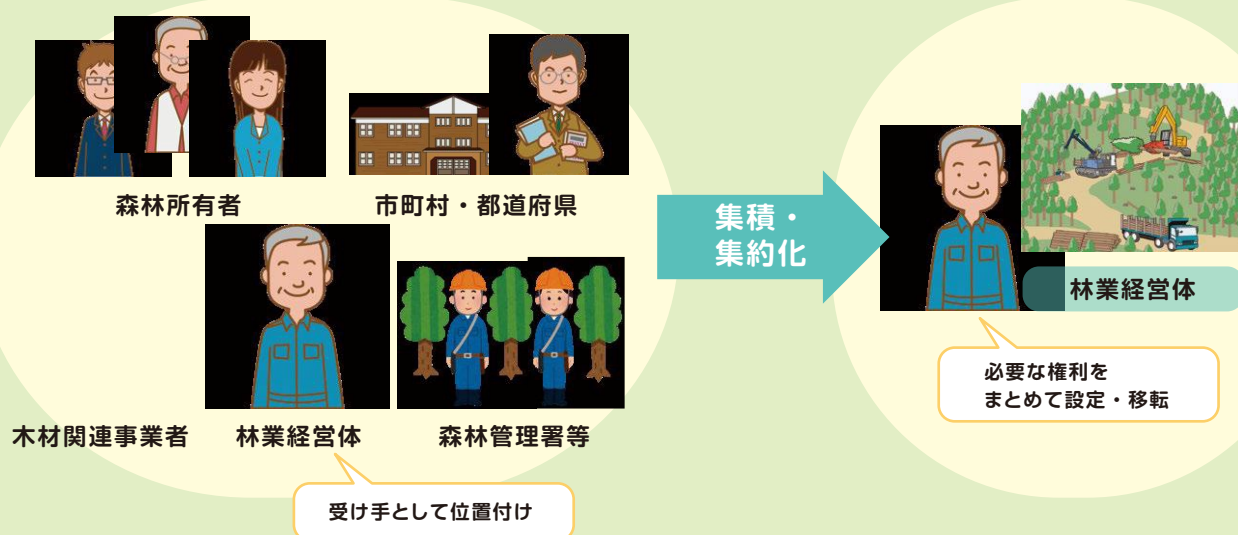


改正のポイント

集積・集約化を一層進めるため、令和7年5月に森林経営管理法が改正されました。

集積・集約化を進めるための新たな仕組みの創設

関係者で話し合い、集約化の絵姿となる集約化構想を作成



市町村の事務負担の軽減

- 集積計画を作成する際の手続要件等の緩和
(間伐なら1/2超の同意で可、所有者不明特例の公告期間が短縮)
- 市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設 等

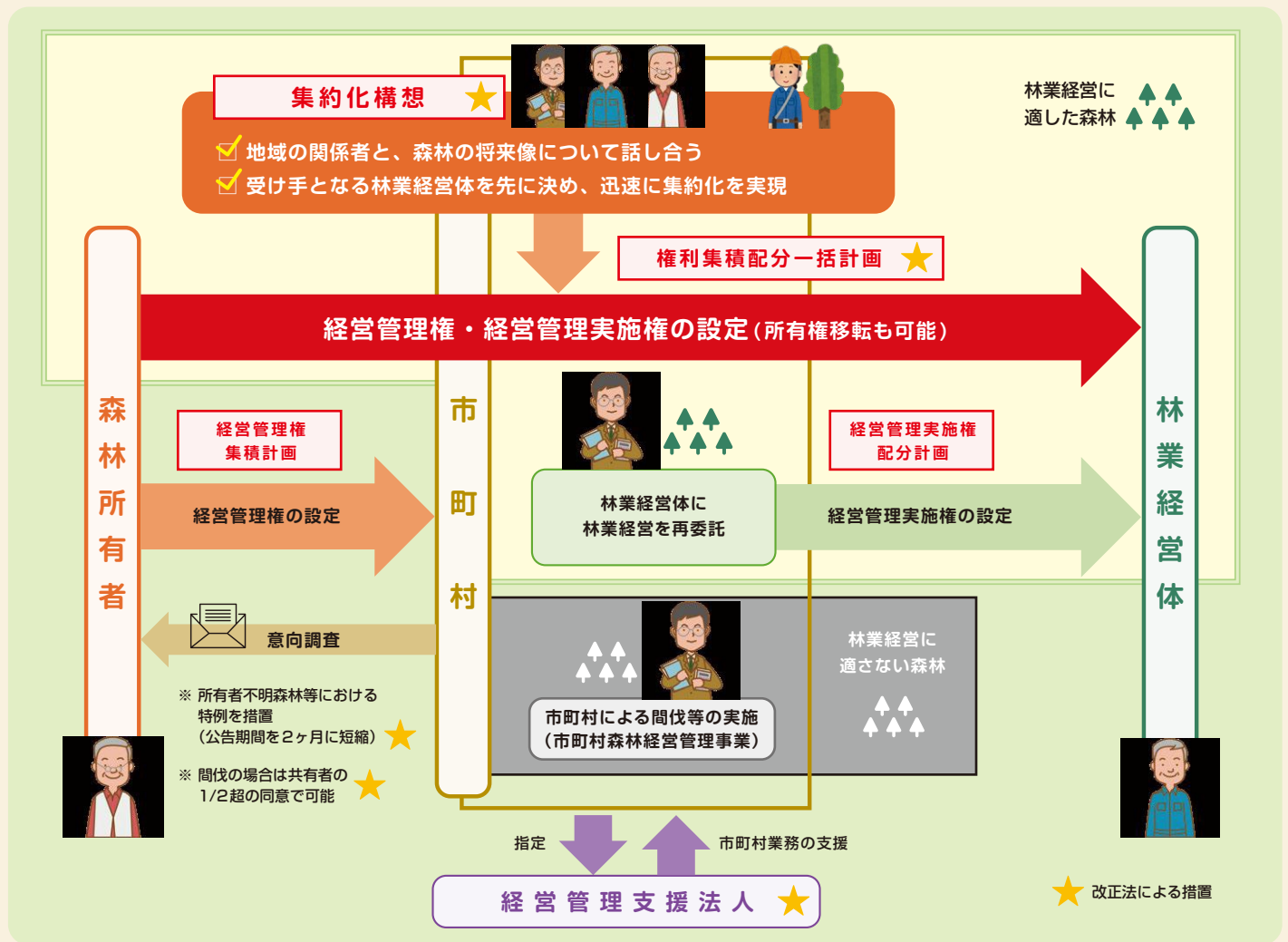


▶ 制度の詳細、お問い合わせは裏面へ

改正後の森林経営管理制度の概要

令和8年4月施行

森林経営管理制度のフロー



改正法により期待できる効果

 森林所有者	● 手入れのできていない森林を市町村などに任せられる。 ● 林業経営体への委託が進むことにより、所有森林からの<u>収益の確保が期待</u>。
 地域の林業経営体	● 小規模森林や所有者不明森林も含めて、施業や路網の整備を効率的に実施でき、<u>事業地の確保や雇用の安定・拡大</u>につながる。
 市町村 (地域全体)	● 集約化構想を通じて、制度推進や森林づくりの方向性を決め、<u>地域の関係者と共に取り組む</u>きっかけに。 ● 受け手の林業経営体を先に決めることにより、<u>効率的・効果的に森林整備や管理を推進</u>。 ● 同意要件の緩和や経営管理支援法人制度等により、市町村の<u>事務負担も軽減</u>。

林野庁ホームページもご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>



お問い合わせ

林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126
または森林の所在する市町村の林務担当窓口 (具体的な連絡先は各市町村の総合案内にお問い合わせください)